

陳情番号	件名
第 12 号	横浜地方裁判所相模原支部において合議制及び労働審判を実現することについて
受理年月日	
3. 7. 26	

陳情の趣旨

第 1 陳情の趣旨

当地域における市民への良好な司法サービスの提供を図るため、「横浜地方裁判所相模原支部において直ちに合議制及び労働審判による審理を開始すること、そのための人的物的体制を同支部において確保し、令和 4 年度の国家予算編成にあたりその予算措置を講じることを要望する」意見書を、貴議会より国会、関係行政庁及び最高裁判所を含む関係裁判所に提出していただきたく、陳情いたします。

第 2 陳情の理由

1 横浜地方裁判所相模原支部（以下「相模原支部」という。）の現状

(1) 管内人口

相模原支部管内の相模原市及び座間市の人口は、令和 3 年 4 月 1 日時点で合計約 85 万人にのぼります。人口が多いことを一因として指定された政令指定都市を管轄内に有する裁判所では全国で唯一、かつ神奈川県内の全ての地裁支部で唯一、合議制裁判が導入されていない裁判所です。

(2) 事件数

神奈川県内他支部と比較した相模原支部の新受件数（民事第 1 審通常訴訟が令和 2 年度は年間 589 件、令和元年度が 582 件、刑事第 1 審通常訴訟も平成 30 年時点で年間 322 件、平成 29 年が 336 件）は、民事第 1 審通常訴訟事件数と比較すると、合議制がある横須賀支部の約 1.67 倍です。そして、全国的に比較しても、相模原支部の事件数は、東京や大阪、仙台、名古屋、福岡などの大都市を除いた他の地裁本庁の事件数より多い状況です。

(3) 小括

このように、管内人口及び事件数からして、相模原支部は、合議制のある他の地裁本庁（大都市を除く）に匹敵する大規模支部といえます。

2 合議制裁判が導入されないことで生じる具体的な不利益

(1) 事件処理体制の欠落

上記のように、大規模支部といえる相模原支部において、合議体を構成できないことを理由として、裁判員裁判を含む法定合議事件や準抗告事件などの刑事事件の処理、複雑・重大な民事事件の処理、労働審判による事件処理が行われていません。

(2) 時間的・金銭的不利益

この事件処理体制が欠落していることが原因で、刑事事件において身体拘束を受けた者の拘束時間が不当に長引く不利益が生じています。また、民事事件において横浜地方裁判所本庁にアクセスするための移動時間や、交通費負担といった時間的・金銭的不利益を被っており、出廷を希望する当事者が裁判所に出廷できなかったことすらあります。さらに、この不利益は、労働事件においても重大であり、特に経済的に困窮している失業したばかりの労働者に高い交通費の負担を強いることで、紛争解決を断念せざるを得ない状況に追い込まれることすらあり、被害救済が著しく損なわれている状況です。

加えて、合議制による審理ができないことが原因で相模原支部から本庁へ事件が回付される場合には、最低でも2か月以上審理が遅延したり、相模原支部の裁判官による争点整理が不十分であったために、回付後の横浜地裁で最初から審理をやり直すことを余儀なくされるなど、市民は迅速な裁判を受けることすらできておりません。

第3 結語

以上のように、相模原支部に合議制がないこと、労働審判がないことによって、相模原支部管内の相模原市及び座間市の市民において決して無視することが出来ない実害が生じており、この実害を是正することは急務です。

したがいまして、貴議会より、要望の趣旨記載の意見書を国会、関係行政庁及び最高裁判所を含む関係裁判所に提出して頂きたく、陳情いたします。

以上

陳情番号	件名
第 14 号	国による義務教育財源の保障、教育の機会均等と水準の維持・向上、並びにゆきとどいた教育の実現を求めることについて
受理年月日	
3.8.17	

陳情の趣旨

1. 陳情趣旨

- (1) 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- (2) ゆきとどいた教育を実現するために、小学校の 35 人学級を計画的に進め、中学校での 35 人学級を早急に策定するとともに、教職員の定数拡充、スクール・サポート・スタッフ等の専門スタッフ職の拡充、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

2. 陳情理由

今、義務教育に求められているのは、子どもたち一人ひとりにゆきとどいた教育が行われることであり、このことは保護者・地域住民・教職員共通の願いです。そのためには国における教育予算等の条件整備が不可欠です。しかし、2006 年から国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる環境を整えるには、義務教育費国庫負担制度を存続・拡充するとともに、義務教育教科書無償制度を堅持する必要があります。

また、昨今の学校現場では、感染予防に留意しつつ日常を取り戻そうと奮闘していますが、学校現場における課題は複雑化・困難化する中、子どもたちのゆたかな学びと育ちを実現するために、教材研究や授業準備の時間の十分な確保にむけ、教職員定数拡充や専門スタッフの拡充などの施策が最重要課題となっています。あわせて、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学校の学級編成基準が 2025 年度までに段階的に 35 人に引き下げられますが、その必要性は中学校においても変わらないことから、中学校を含めた実現が必要です。

相模原市においては、「学校現場における業務改善に向けた取組方針」および「学校現場における業務改善に向けた取組方針取組事項実施スケジュール」に基づき、「学校現場業務改善推進会議」において長時間労働是正に関わる議論が行われ、教育委員会を中心に具体的な取組がすすめられていますが、相模原市の教員の超過勤務時間の実態調査（令和 2 年 6 月から令和 3 年 5 月まで）によれば、月平均で小学校 46 時間 16 分、中学校 51 時間 05 分（小・中学校で 47 時間 58 分）となっており、長時間労働の是正には至っておりません。未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場において、教職員の「使命感」や「献身性」に依拠しないためにも、教職員の長時間労働是正は子どもに寄り添い向き合う時間の確保のために重要であり、小学校の 35 人学級の段階的な実施にあわせて教職員定数の実質的な増員や専門スタッフの拡充は欠かせません。

子どもたちのゆたかな学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2022 年度政府予算編成において、上記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。

陳情番号	件名
第 15 号	沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求めることについて
受理年月日	
3.8.18	

陳情の趣旨

■陳情の趣旨

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨を含む沖縄本島南部の土砂を、名護市辺野古の米軍基地建設に使用することは、政治的立場を超えた人道上の問題であり、中止すべきである。
2. 現在、沖縄県の普天間飛行場の代替移設地として進められている、同県名護市辺野古の米軍海兵隊キャンプシュワブの「辺野古側」および「大浦湾側」の埋め立て工事は県外からの土砂調達が必要となり、政府は新たに、沖縄戦の激戦地、沖縄本島南部糸満市、八重瀬町から、今後埋め立てに必要な土砂の 70% を調達する計画を進めており、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ、多くの県民が抗議を行なっている。39 年間、遺骨収集ボランティアを続けてきた団体「ガマフヤー」代表具志堅隆松氏は、遺骨は採掘業者が目視で見分けるのは極めて困難で、土砂への混入は避けられないと 2 度のハンガーストライキをもって訴えている。
3. 沖縄戦では、日本兵等約 6 万 6 千人、米兵約 1 万 2 千人、沖縄県出身者 12 万 2 千人、さらに朝鮮半島出身者も多数が犠牲となり、そのほとんどは、遺骨が遺族の元に帰れないままである。政府は、2016 年 3 月に超党派の議員立法で、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府は、国の責務として遺骨を早期に収集し、遺族の元に返すことに全力を上げなければならない。
4. 『相模原市史 現代テーマ編 軍都・基地そして都市化』の第 1 章「相模原出身兵士の戦争とその諸相」によれば、沖縄戦における相模原出身の軍人・軍属戦没者は 64 人に上り、「遺骨の代わりに小石が一つ」という当時の状況を鑑みれば、この問題は決して沖縄だけの問題ではなく、相模原市民も紛れもなく当事者である。
5. この問題を他人ごとと看過せず、日本全国に世論を喚起するためにも、相模原市議会として声を上げ、「沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求める意見書」を国に提出していただきたく、陳情する。

陳情番号	件名
第 16 号	相模原市指定の避難所、鳥屋小学校体育館の存続を求めることについて
受理年月日	
3.8.18	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

鳥屋小学校体育館は、相模原市防災条例第 18 条指定の避難所ですが、「鳥屋小学校及び鳥屋中学校の学習環境の整備に関する事業に係る覚書」及び「鳥屋小学校及び鳥屋中学校の学習環境の整備に関する事業に係る工事の施工に関する協定書」によって、鳥屋小学校体育館は、撤去されるとされております。

しかしながら災害の際、地域の命綱である避難所として大きな役割を果たす鳥屋小学校体育館の存続をお願いするものです。

市に対して求めていたにも拘らず陳情します。

陳情の理由

1. 鳥屋小学校体育館は、2019 年 10 月の 19 号台風の際に、災害避難所としての役割をはたしました。その体育館が、今回、リニア車両基地建設がらみで、突然取り壊されるとの報に接し、啞然とするとともに、この地区の防災対策上、大きな危惧を抱かされました。異常気象と大規模災害が常態化しています。ごく最近の 8 月 14 日・15 日の豪雨は私たち鳥屋住民に、2019 年の再来かと恐怖を与えました。

2. 避難所を含め、防災対策は、幾重にも施されなければなりません。避難所も、一ヶ所をもって足りるものではありません。

2019 年の台風では、鳥屋小学校体育館は避難者で溢れ収容しきれなかったのです。小学校体育館を取り壊し、小学校よりも小さい中学校の体育館を以て足りるとする市教育委員会の発案は、この上ない人命軽視と言わざるを得ません。

3. 昨今、新型コロナウイルス感染症による、「緊急事態宣言」の下、厚労省が近距離の人の密空間をさける指導のさなか、相模原市が、避難所面積が 2 分の 1 になる現行よりも大幅に縮小した鳥屋中学校体育館を防災避難所に指定することは、公衆衛生上も大きな問題です。

4. 従ってかかる事案が生ずる、相模原市と JR 東海の上記「覚書」「協定書」については、「鳥屋小学校体育館の撤去」、「鳥屋小学校体育館跡地の売却」、「学校用地の無償使用」も相模原市と JR 東海との契約書はなく、ゆえに白紙に戻して、鳥屋小学校体育館が避難所として存続をさせていただきますようお願いいたします。

するよう求めて

陳 情 番 号	件 名
第 17 号	串川児童クラブの対象児童を小学校4年生から順次6年生までの受け入れ拡大を求めることについて
受理年月日	
3.8.20	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

串川児童クラブの対象児童を、小学校4年生から順次6年生までの受け入れ拡大することを、市に対して求めていますよう陳情いたします。

陳情の理由

4年生以上でも放課後ルームへの入所を希望する児童が増えています。4年生以上の児童も積極的に受け入れてください。（※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした〔平成27年4月施行〕）そのために、6年生までを対象児童としてください。

鳥屋小学校付近には、民間の学童保育がありません。

親族も近くに住んでおらず、祖父母が遠方におり、核家族の共働きですと、4年生から自宅にて一人で留守番する状況となります。子供が一人での留守番中におこる恐ろしい事件も最近は多くあります。小学生をもつ保護者としては、子供のみでの自宅での留守番はさせたくありません。

また、鳥屋小学校は子供の数も少なく（全校生徒58人、学級規模平均9.2人 2021.8現在）、学年ごとの下校では学校を出た後、一人で自宅まで歩く子供がほとんどです。平日の人通り・車の通りも少なく、下校中の見守りの大人がほぼいない中、一人での下校中の事故（誘拐・痴漢・連れ去り・交通事故）は保護者としては心配な限りです。

ツーリングの道としても有名なので、平日でもスピードを出したバイクや車が走り、危ないと感じることが多々あります。

リニア関係の大型トラックの行き来も増えており、歩道のないような場所では大人でも恐怖を感じる交通状況です。

そんな中、4年生から一人で自宅まで歩かせ留守番させるのは、保護者としては避けたいと考えております。

相模原市学童保育でも、4年生の受け入れをしていただいている場所があることを知りました。ぜひ串川児童クラブ（該当小学校が串川小学校・鳥屋小学校）の対象児童を、小学校4年生から順次6年生までの受け入れ拡大することを、市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

今学童に通っている3年生の子供たちは、来年から放課後安心して過ごせる場所がなくなります。今年度中に4年生の受け入れ許可をいただきたく、鳥屋小学校保護者として切に願っております。よろしくお願いいたします。

また前項で要望したとおり、串川児童クラブでの6年生までの児童の受け入れを希望いたしますが、建物の人数的にこれ以上の受け入れが無理でしたら、現在休園中の「鳥屋児童保育園」の建物を、「鳥屋児童クラブ」として再利用する案も考えてください。鳥屋にリニア車両基地も来るとのことで、「鳥屋児童クラブ」を現在休園中の「鳥屋児童保育園」に設立できれば、鳥屋地区、さらには相模原市のさらなる発展を支えることができるのではと考えております。

^{児童}鳥屋保育園の建物がそのまま残っており、鳥屋地区住民からは何かに使用できれば…、もったいない…との声も聞こえております。ぜひご検討くださいますよう、よろしくお願いいたします。